

## 日本環境事業株式会社法案（仮称）の概要

特殊法人等改革の一環として、環境事業団を解散し、環境事業団が行っているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理業務等を引き継ぎ、環境保全に関する事業を行う日本環境事業株式会社（仮称）を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、会社の設立等に関し必要な事項を定める。

## ( 1 ) 会社の目的及び事業の範囲

## 目的

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質に係る環境保全上の支障の防止のための事業を經營すること

## 事業

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理
- ・環境の保全上の支障の原因となる物質の除去に必要な機材の貸付
- ・環境の保全に関する情報又は技術的知識の整理及び提供
- ・会社の目的を達成するために必要な事業

## ( 2 ) 商号の独占使用

## ( 3 ) 新株発行に係る大臣認可

## ( 4 ) 環境大臣による監督等

下記に掲げる事項につき環境大臣の関与を規定する。

- ・代表取締役等の役員の選任及び解任、定款の変更等の決議
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の適切な実施を確保するための事業基本計画の策定
- ・事業計画、重要な財産の譲渡等、財務諸表 等

## ( 5 ) 長期借入金に対する政府保証の付与等会社の資金調達に関すること

## ( 6 ) 設立手続に係る商法の特例

## ( 7 ) 組織の見直し

平成28年3月31日までの間に会社の在り方について検討を加え、必要な措置を講じる。

(注) 環境事業団が行っているその他の業務については、独立行政法人環境保全再生機構（仮称）に引き継ぐ。

## 独立行政法人環境保全再生機構法案（仮称）の概要

特殊法人等改革の一環として、特殊法人である環境事業団及び公害健康被害補償予防協会を解散し、公害健康被害補償予防協会から引き継ぐ公害健康被害補償予防業務及び環境事業団から引き継ぐ民間団体による環境保全活動支援業務等を業務とする、独立行政法人環境保全再生機構（仮称）を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、機構の設立等に関し必要な事項を定める。

### （１）機構の目的及び事業の範囲

#### 目的

独立行政法人環境保全再生機構は、公害による健康被害の補償及び予防のために必要な業務、民間団体による環境の保全を図るための活動を支援する業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施、土壌の汚染の除去等を支援するための業務、最終処分場維持管理積立金の管理業務その他の環境の保全を図るための業務を行うこと

#### 業務

- ・ 公害健康被害補償業務
- ・ 公害健康被害予防業務
- ・ 民間団体による環境保全活動支援業務
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
- ・ 最終処分場維持管理積立金の管理業務
- ・ 土壌汚染対策基金業務
- ・ その他の業務

### （２）資本金

機構の資本金及び政府の追加出資について規定する。

### （３）内部組織に関する事項

機構の役員等の内部組織について規定する。

### （４）財務及び会計

区分経理、積立金の処分、機構に置く基金（公害健康被害予防基金、地球環境基金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金、維持管理積立金、土壌汚染対策基金）等、財務及び会計について規定する。

### （５）機構の設立及び経過措置

環境事業団法の廃止及び公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正規定、旧法人の解散及び機構の設立に関する規定並びに環境事業団から引き継ぐ建設譲渡事業の残事業の実施、債権の管理及び回収等の必要な経過措置に関する規定を置く。